

1-②.基本的考え方(当面の対応と制度設計)

1. 当面の対応

制度運用の適正化は急務。関係省庁が協力して早急に次のような適正化を進めるべき。

○制度趣旨の周知・広報の充実

・受入企業、一次受入機関、研修・技能実習生に、制度の趣旨・目的を周知徹底させるため、周知・広報活動を一層充実。(JITCOによるセミナーの開催、パンフレットの配布等の充実)

○指針の明確化・具体化による不正行為の予防と指導強化

・法務省指針で示されている、現行の不正行為類型の内容をより明確化・具体化し、不正行為の予防や適正な制度運営の目安とするとともに、入管局による指導を強化する。

○集中取締月間の実施や実態調査等の実施

・政府として、不適正な受入機関については厳しく対応することを明確に示すために、集中的な取り締まり月間の実施や、集中実態調査、等のキャンペーンを実施。

2. 新たな制度設計

技能実習の制度見直し(遅くとも21年通常国会までに法案提出:規制改革・民間開放推進会議第三次答申)に併せ、制度趣旨の達成と更なる強化が図られるような制度設計を検討すべき。

(ポイント)

①制度運用の適正化の徹底、制度の厳格化

②受入機関の活動内容を審査・評価する仕組みの導入

③受入機関による体系的な技能教育、日本語教育、生活面での支援充実等、制度の機能強化

④これらの適正化実施を前提とし、制度趣旨と整合した形での、制度の高度化・充実